

健 健 発 1227 第 1 号
薬生食監発 1227 第 1 号
令和元年 12 月 27 日

各

都 道 府 県
保健所設置市
特 別 区

 衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省健康局健康課長
（ 公 印 省 略 ）
厚生労働省医薬・生活衛生局食品監視安全課長
（ 公 印 省 略 ）

食品衛生法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令第 3 条の規定による調理師法施行規則の改正について

食品衛生法等の一部を改正する法律（平成 30 年法律第 46 号）の一部の施行に伴い、食品衛生法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令（令和元年厚生労働省令第 87 号）が公布されました。その内容のうち、調理師法施行規則（昭和 33 年厚生省令第 46 号。以下「則」という。）の改正内容は下記のとおりですので、貴管内関係者に対する周知徹底をはじめ、その運用に遺漏なきよう取り計らわれるようお願いいたします。

記

- 1 食品衛生法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令（令和元年政令第 123 号。2 において「改正政令」という。）により、食品衛生法施行令（昭和 28 年政令第 229 号。以下「施行令」という。）第 35 条に規定する営業許可の対象業種において、飲食店営業と喫茶店営業が統合された。

一方、則第 4 条で定める施設又は営業においては、引き続き喫茶店営業を

含まないことから、施行令第 35 条を引用する則第 4 条第 2 号について、喫茶店営業を除くこととしたこと。

- 2 改正政令により、施行令第 35 条に規定する営業許可の対象業種に複合型そうざい製造業が新設されたことに伴い、則第 4 条第 2 号及び様式第 2 の 2 について、複合型そうざい製造業を追加することとしたこと。
- 3 その他、所要の改正をしたこと。